

ルールを

出世大名 家康くん



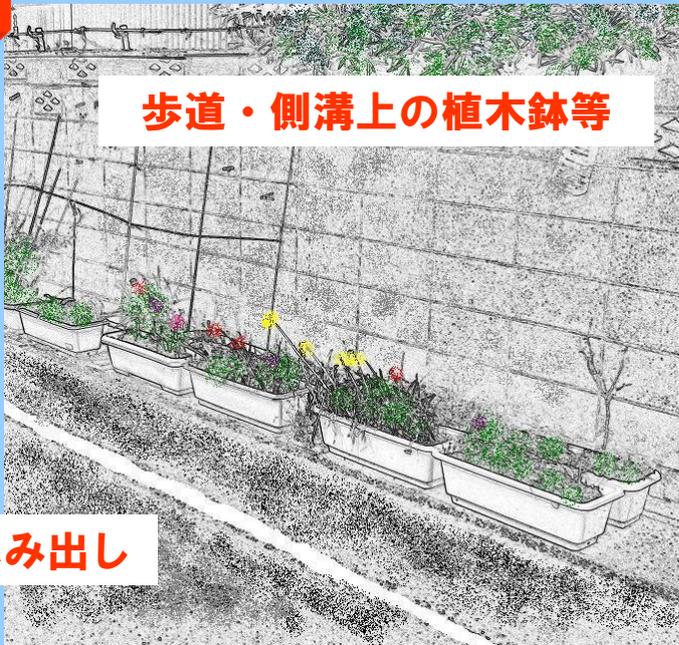
守りましょー

路上に設置された乗入鉄板



事故の危険あり
撤去をお願いします。

歩道・側溝上の植木鉢等



樹木・生垣のはみ出し



道路法違反行為は
設置責任の恐れも

路上に設置された乗り入れ用の鉄板、側溝上の植木鉢及び道路への生垣の枝のはみだし等が見受けられます。

これらは交通事故を誘発する可能性がありますので設置者による撤去等をお願いします。

事故が発生した場合は、設置者に責任が問われることがあります。ので、交通に支障を及ぼすおそれのある物の設置はご遠慮下さい。

なお、ご不明な点は各土木整備事務所までご連絡をお願いします。

(道路に関する禁止行為)

道路法第四十三条

道路に関する禁止行為が規定されており、その中で、何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。